



# お得なように見せかけた 価格表示の問題点は？

## 相談者の気持ち

通販サイトで大幅に値引きされている商品(1万円→3千円)を見つけ、お得だと思い購入したのですが、後から調べてみるとそもそも3千円程度であると分かりました。こうした表示は問題ないのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



問題があるといえます。

本件で問題になるのは、次の2つの法律です。ただ、その前提として重要な注意点があります。これから説明する2つの法律は、いずれも「事業者」を規制する法律です。事業者とは、細かくいえば大変難しい問題がありますが、大雑把に言えば「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」をしている者(会社・団体等も含む)と考えればよいでしょう。

さて、問題になる法律の1つは不当景品類及び不当表示防止法(以下、景表法)です。もう1つは、消費者契約法(以下、消契法)です。

前者は主に事業者側から消費者側に対する「広告」「商品表示」等について、不当なものを規制する法律であり、そのような不当な広告等がないようにしようという法律です。後者は、事業者側の不当な手段により消費者が売買契約を締結したり、その代金を支払ったりした場合のその後の処理方法について定めています。

景表法には、事業者が不当な手段で消費者を引きつけることを抑止するという目的があり、これにより、消費者も安心して商品やサービスを選ぶことができます。ここにいう「不当な手段」とはいくつかの類例があるのですが、本件で問題になるのは「有利誤認表示」です。これは、

商品やサービスの価格といった取引条件が「実際のものや同業他社よりも著しく有利であると消費者に思わせる表示」のことを指します。

つまり「お得なように見えたのに、実はそうではなかった」という表示がこれに当たり、本件はこれに該当するでしょう。

ただし、景表法は、このような不当な表示を行政機関が排除するための法律であり、事業者に対するペナルティーの条項はありますが、個々の消費者の救済という面はありません。

次に消契法ですが、「第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」と定める法律です。

本件では、本来3千円程度の商品を1万円と誤認させられたのですから、その購入を承諾する意思表示を取り消すことができます(消契法4条1項1号)。取り消すと、売買契約そのものがなかったこととなります。今回の事例では「購入した」ということですから、代金も既に支払ったものと思われます。この場合、契約はないのに代金を支払ったことになるので、その代金の返還を求めることができます。もちろん、受け取った商品は返還しなければなりません。

